

## 第 31 回

岩手中部水道企業団議会定例会

## 会 議 錄

令和 7 年 10 月 23 日 開 会

令和 7 年 10 月 23 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

## 第31回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 令和7年10月23日 (木曜日) 午後2時30分

2 閉会 令和7年10月23日 (木曜日) 午後3時44分

### 3 議事日程

日時 令和7年10月23日 (木曜日) 午後2時30分開議

場所 危機管理センター 2階会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告

第4 現金出納検査の報告

第5 一般質問

第6 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告  
について

第7 議案第6号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例

第8 議案第7号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

第9 認定第1号 令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算の認定について

### 4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 5 出席議員 (10名)

1番 及川恒雄君 2番 伊藤忠宏君

3番 藤原慶君 5番 照井明子君

7番 佐藤現君 8番 齊藤金浩君

9番 佐藤光夫君 10番 高橋敬子君

11番 高橋久美子君 12番 平野明紀君

### 6 欠席議員 (2名)

4番 白鳥顕志君 6番 若柳良明君

### 7 会議録署名議員

7番 佐藤現君 8番 齊藤金浩君

### 8 説明のため出席した者

企	業	長	八重樫 浩文君		
副	企	業	長	上田東一君	
副	企	業	長	熊谷 泉君	
副	企	業	長	八重樫 義正君	
監	査	委	員	高橋 守君	
監	査	委	員	萬 久也君	
局			長	久保田 幸喜君	
技			監	照井 秋彦君	
総	務	課	長	小原 努君	
営	業	企	画	課 長	伊藤 剛志君
危	機	管	理	課 長	平賀 聰樹君
管	路	課	長	白藤 司君	
施	設	第	一	課 長	伊藤 浩伸君
施	設	第	二	課 長	高橋 文也君
営業企画課課長補佐				高橋 勝彦君	
営業企画企画係課長				千葉 章世君	

#### 9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	金田 明君
花巻市市民生活部長	重茂 猛君
紫波町建設部長	谷地 和也君

#### 10 職務のため議場に出席した職員

書記  
(総務課課長補佐兼総務係長) 菅原 健志君

午後 2時30分 開会

○議長（平野明紀君） ただいまの出席議員数は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより第31回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

---

午後 2時30分 開議

○議長（平野明紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野明紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

7番佐藤現議員、8番齊藤金浩議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（平野明紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期の定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 業務報告

○議長（平野明紀君） 日程第3、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（八重樫浩文君） それでは、第31回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、業務報告を申し上げます。

まず、渇水への対応についてであります。この夏の高温及び少雨により、企業団が水源とする入畠ダムなどでの貯水率が低下し、渇水が心配されたことから、当企業団では対策が必要と判断し、8月1日に企業団ホームページなどで住民への節水協力の呼びかけを行ったところであります。

現在は、8月後半から一定の降水量があったことにより、ダムの貯水率の低下は収まり、緊急な渇水の心配はありませんが、依然としてダム管理者の定める運用基準を下回る貯水率で推移しております。今後も住民への節水協力の呼びかけを継続するとともに、ダム管理者や関係機関と連携して、渇水が発生するおそれがある場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるよう、事前の対策を進めてまいります。

次に、新水道ビジョンの策定についてあります。昨年度に水道ビジョン策定委員会及び2つの専門部会を設置したところでございます。今年度は、委員会及び専門部会をそれぞれ5回開催し、実施施策や財政計画などの検討を進めてきたところであります。同ビジョンの案につきましては、今後議員の皆様からの御意見を賜りまして、パブリックコメントを経て、今年度中の策定に努めてまいります。

次に、PFO-S及びPFO-Aの水質検査について申し上げます。令和7年6月30日付水質基準に関する省令の一部改正等により、令和8年4月から水道事業者等に対して、PFO-S及びPFO-Aに関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されました。このことにより、今年度までPFO-S及びPFO-Aに関する水質検査は、業務委託により年1回検査していたところでございますが、来年度からは自主検査により3か月に1回以上を基本として検査できるよう、水質検査センターの検査体制を整えてまいります。

次に、水道施設に係る建設改良事業の進捗状況について申し上げます。初めに、重要給水施設配水管整備の進捗状況でございます。本事業は、災害時に重要な拠点となる病院や避難所、防災拠点に給水する管路の耐震化を行う事業であり、岩手中部水道企業団上下水道耐震化計画に基づき、管路の整備を進めております。本年度は、13事業を予定していたところでありますが、交付金の内示状況を鑑み、これを5事業に見直して全て発注済みであります。

次に、水道管路緊急改善事業の進捗状況についてあります。本事業は、布設後40年以上経過した基幹管路の更新を行う事業であり、岩手中部水道企業団管路更新計画に基づき、管路の整備を進めております。こちらも交付金の内示状況を鑑み、当初予定していた4事業を1事業に変更し、発注済みであります。

次に、配水支管更新事業の進捗状況についてあります。本事業は、重要給水施設及び基幹管路以外の配水管等について更新を行う事業であります。当初予定していた22事業を路線の見直しにより28事業に変更し、そのうち27事業が発注済みであります。残る1事業については、関係機関と協議を進めており、11月中の発注見込みとなっております。

次に、水道施設適正化事業の進捗状況について申し上げます。本事業は、今後更新時期を迎

える浄水及び送配水施設の再構築を目的に、施設の延命化や更新工事を進めるものであります。今年度は、予定していた19事業のうち16事業が発注済みであり、3事業については年度内の発注予定としております。全ての工事においては、安全に万全を期し、完成を目指してまいります。

以上を申し上げまして、業務報告とさせていただきます。

○議長（平野明紀君）　ただいまの業務報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君）　これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4　現金出納検査の報告

○議長（平野明紀君）　日程第4、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（菅原健志君）　現金出納検査について報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計令和7年1月から令和7年8月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証ひよう書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

以上であります。

○議長（平野明紀君）　ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君）　これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5　一般質問

○議長（平野明紀君）　日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、順次質問を許します。11番高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君）　11番高橋久美子です。通告に沿って、2項目質問いたします。

1項目めは、生活困窮者への対応についてです。水道行政は、料金滞納からの給水停止という事実を生活困窮のシグナルとして決して見逃してはいけないと考えております。なぜならば、

結果的に、孤立、餓死、熱中症死などが報道される事件が起きており、社会問題となっているのは周知の事実であるからです。

昨年10月、この場で私の一般質問で令和5年度の料金滞納による給水停止は159件、うち98件が北上市、花巻市は44件、紫波町は15件ということが分かりました。企業団からは、水を止める前に、各自治体に福祉が必要な場合の情報提供はしているという答弁がありました。この間、実際の事例を経験し、住民に寄り添ったその仕組みをもう一步前に進めてほしいと考え、質問いたします。

1点目、令和6年度滞納による給水停止の件数、うち生活困窮等で福祉につなげた件数の各自治体の内訳をお答えください。

2点目、給水停止前に生活が苦しいという方には、当事者の許可を得れば各自治体に情報提供しているということでありましたが、その協定書的なもののはありますでしょうか。

3点目、岩手中部水道企業団給水条例第38条、料金等の減免、企業長は公益上、その他特別の理由があると認めたときは、この条例により給付させるべき料金、手数料、その他費用を減免することができるとあります。生活困窮者等に適用できるものか、お答えください。

次に、2項目めでありますが、地方創生臨時交付金活用による水道料金の引下げについてであります。昨年もこの場で、一般質問で水道料金引下げにも使える地方創生臨時交付金を活用すべきということを取り上げたところ、企業団にはその情報は入らない、アンテナを高くして情報を入れたいということでありました。

今年6月に、企業団のほうから各自治体に打診をされたと伺いました。9月議会の北上市の私の一般質問では、地方創生臨時交付金の追加が国から示された際には、その時点で最も支援を必要としている層に効果的な支援ができるよう、水道料金の減免も含め、交付金対象事業の検討をしていくという答弁がありました。2市1町、各自治体が足並みをそろえないと難しいということでしたが、足並みがそろうための協議を行う予定はあるのか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（平野明紀君） 企業長。

○企業長（八重樫浩文君） 高橋久美子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、生活困窮者への対応について申し上げます。令和6年度の給水停止件数及び生活困窮者に係る福祉担当窓口への連絡件数ですが、令和6年4月から令和7年3月の1年間に滞納による給水停止を行った件数は1,336件となっており、その内訳は北上市799件、花巻市

431件、紫波町106件となっております。このうち、生活困窮等で福祉担当の窓口に連絡した件数は20件となっており、その内訳は北上市8件、花巻市8件、紫波町4件となっております。

また、生活困窮者の情報提供に係る構成市町との協定についてであります。構成市町と当企業団との間で生活困窮者に対する協定は締結しておりませんが、水道お客様センターの業務を行っている第一環境株式会社東北支店と構成市町との間において、高齢者の見守り支援に関する協定などを締結しております。

また、給水条例の料金等減免規定の生活困窮者適用についてであります。岩手中部水道企業団給水条例第38条は、企業長が公益上、その他特別の理由があると認めたとき、料金等を減免することができるとしたものであります。この規定は、構成市町からの繰入れによる財源の補填が行われた場合の料金等の減免を想定したものでありまして、当企業団においては生活困窮者に限らず、この条項を適用した例はございません。

次に、地方創生臨時交付金活用による水道料金の引下げについてお答えいたします。本交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主な目的としており、その対象事業の選定は交付対象者である各自治体において判断されるものであります。

本交付金活用に係る構成市町との協議につきましては継続的に実施し、構成市町から水道料金の引下げを検討したいとの申出がありました際は、ほかの構成市町にもその旨をお伝えして協議を行ってまいります。

以上であります。

○議長（平野明紀君） 11番高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） それでは、再質問させていただきます。

協定書はないということでしたが、前回もお答えいただいた当事者の許可を得れば、その情報を見ることができるというのは、協定書でなければ何か約束事とか、そういうものの文書があるのかということを教えていただきたいのと、具体的に決まっている内容が分かれば教えてください。

というのも、今回私が経験した事例では、せっかく企業団としては住民に寄り添った、生活困窮者に寄り添った情報提供をそれぞれの自治体にしているのに、そこから進まなかつたという事例で、私が本人に会ったのは水道が止められて2日目で、お会いしたときに、もう既にお風呂にももう何か月も入っていない、食事も食べていないという状況で、もう急いで措置が必要だなというふうに思ったのです。そのときに、企業団の係の方がお話しして、許可をもらって情報提供することは、本当にそれがなければその方はどうなっていたか分からないという状

況だったので、せめてその情報の提供の中に、お風呂には入っていないようだとか、例えばあとはバス代もなくて役所に行けるような状況ではないから、アウトリーチでの支援が欲しいのではないかとか、そういう係の方が見たとおりの情報の提供があれば、それを受けた自治体側でも急いで対応できたのではないかというふうに感じたので、その辺をこれまでの協定書ではなくて、何か約束事の内容があれば教えてください。

あとは、臨時交付金があったら、協議はこれからもしていくということでありました。今回北上市でも交付金があったときに、担当課では1世帯1,000円というふうに試算までしていました。1,000円では、あまり喜ばないでしょうなんていうふうにも言われたのですけれども、私たち住民にとっては月1,000円でも大変うれしいというくらい本当に物価高騰で皆さん大変な思いをしております。

この間、いろいろ全国でも水道料金の引下げとか、メディアでは東京都は有名になりましたけれども、4か月間基本料金が無料とありましたけれども、お隣の西和賀町でも7月から10月まで基本料金が8割減、6割減というような減免をしておりますし、青森県のむつ市は物価高騰対策として8月から10月まで基本料金1か月税込み550円の減額、550円、大したことないと思われるかもしれないですけれども、現地の方々は大変喜んでいるという声も確認しております。そして、東北のことを調べたのですけれども、山形県の新庄市でも物価高騰対策で11月と12月請求分の基本料金が無料となっております。ぜひ協議して、前向きに進めていただきたいと。

そして、中部水道企業団の水道料金は、前回もお話ししたとおり決して安いとは言えない状況です。交付金頼みでなくとも、ふるさと納税等でやろうとすれば可能であるという自治体もあるかと思います。時限的であれば可能だということもあると思いますが、その辺についての御見解をお願いいたします。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

2件質問を頂戴いたしました。まず、協定の部分につきましては、先ほど御答弁したとおり、私ども企業団と構成市町のものはなく、第一環境と構成市町の間で高齢者の見守り支援ネットワークという中で協定等を結んでいるところでございます。その対象につきましては、おおむね65歳以上という者を対象にしておりますけれども、これを準用する形で全て、年齢に限らず御連絡を差し上げて、御本人の理解、了承を得た上で御連絡差し上げているというものでございます。

その内容が分かればということでございましたけれども、本人の状況を見て、例えば以前に比べて生活に困窮している状況がうかがわれるですか、あとは別に外見から見た場合ですと、郵便物や新聞がポストにたまっている状態が続いているということで、何らかの異常が見られる、通常のものに対して異変等が見られるといった場合には、私どもからまず御連絡を差し上げる場合があるというものでございます。

もう一点の交付金の活用につきましては、先ほどの御答弁のとおり、やはり連絡が行くのは自治体というところになりますので、各自治体と協議をしながら、交付金を活用した水道料金の減免についても機会を見ながら協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 11番高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） ありがとうございます。65歳以上に準用してということで、今回私が対応した方もそうだったとは思うのですが、どこまでの情報をお知らせしているか。距離的なもの、住所とか具体的なところをお話ししていただけるのであれば教えていただきたいです。

その上で、先ほども言いましたけれども、お風呂にも全然入っていないようだとか、食事も取れていないようだとかという、そして国の通知、たしか4月1日に水道事業者と県に発出された通知にもあるのですけれども、今の方の多くは、自尊心、自己責任だから人には頼りたくない、頼れないということも多くて、そういう方も多いので、そういうことに十分注意して、配慮して、水道行政と事業者はしっかりとそういうことがないように頑張ってくださいみたいな通知もいろいろ見たのですけれども、そういうことで、もう一步必要な情報を送ることによって、送られた自治体も確実にアウトリーチ的なものもできるのではないかということがあったのです。

あとは、情報提供したらば、今回の私の北上市での一般質問のやり取りでも、何度もここ的企业団の担当の方に電話でお問合せしたのですが、自分たちも報告はしたけれども、そのままにしないで、本当に自分たちが心配だと思った件については、追って電話をかけて確認をしているというふうにも言われたのです。だから、そういうことも、例えば情報提供してから24時間から48時間以内に状況を確認するという、その文書があれば救える方が多くなるのではないかと感じたのですが、その辺についてお答えください。

あとは、交付金についての協議ですが、このような皆さんのが集まる協議は、年にそんなに数がないものではないかなと思うのですが、今日を置いてそういう協議をする、喫緊の何月に予定があるとかというのが分かればお願いいたします。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、生活困窮者から御相談があった場合に、どれくらいの内容をお伝えしているかということでございますが、先ほど答弁した20件について、私も全てを把握しているわけではございませんけれども、水道料金がお支払いできませんというところからまずスタートになりますので、その分については当然生活に困っているのだろうなという御相談は受けられると思います。

ただ、その次の議員さんがおっしゃったような、お風呂に入っていないですかとか、食事が取れていないという情報につきましては、やはり本人さんが私どもにもしお話しいただければ、つなぐ際には、そういう話もされていますということはお伝えできると思うのですが、なかなか私どものほうから、福祉部門とはちょっと異なりますので、お食事はどうですかとか、お風呂はどうされていますかというところまでの踏み込んだ御相談はできないというふうに思ってございましたので、まずは生活に困っているという御相談を受けたときには、改めて御本人からお聞きした内容をそのまま福祉の窓口におつなぎして、御対応をお願いできませんかというところになると思っておりました。

続きまして、先ほど国の通知ということもございましたけれども、確かに議員のおっしゃるところ、令和7年4月に「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」という文書を頂戴しております。その中で、やはり連絡を密に取って、そういう部分はちゃんとつなげるようにという通知もいただいておるところでございます。

その協定を結ぶべきではないかというお話頂戴しましたけれども、今の状況ですと、まずは第一環境と構成市町との間でこの見守り協定というものを準用しまして、しっかり御連絡する体制が取れていると思うので、改めての協定というのは今のところは考えてございません。

あと、連絡するルールということでございますけれども、今のところきちんと決めたルールというものはなくて、いろいろとケース・バイ・ケースによって、その結果こうなりましたと。特に水道料金をお支払いいただけたことになりましたとか、お支払いする約束をいただけましたというふうになりますと、給水停止をやめると、止めるということも当然ございますので、そうなりますとそういう場合は連絡を頂戴しているということもございますけれども、その方が福祉部門でこういうサービスを受けることになったというところまでは、私ども水道に関してはちょっと違うお話になってきますので、水道料金の部分で御連絡を頂戴することはありますけれども、全部について連絡をいただくというルールにはなっていないというところでござ

います。

最後の1点でございますが、今後構成市町との会議のタイミングがあるかということでございますが、構成市町との会議につきましては、議会の前ですとか、あとは4月の異動があった際に、定期的に構成市町の担当の部課長会議、もしくは予算の関係でありますと、担当課長会議というものを開催しております。次の直近はと申しますと、次は2月の議会の前、1月頃には間違いなく構成市町の担当部課長会議を開催するという予定になっております。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 以上で11番高橋久美子議員の質問を終結いたします。

---

#### 日程第6 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

○議長（平野明紀君） 日程第6、報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（久保田幸喜君） ただいま上程となりました報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

これは、同法第22条第1項の規定に基づき、前年度決算における資金不足比率を報告するものでありますが、当企業団では資金不足が生じていないため、比率は算出されておりません。

以上で地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について説明を終わります。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第7 議案第6号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例

○議長（平野明紀君） 日程第7、議案第6号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（久保田幸喜君） ただいま上程となりました議案第6号、岩手中部水道企業団職員

の育児休業等条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に伴い、部分休業制度の拡充を行うほか、所要の改正をするものであります。

なお、施行日は公布の日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第7号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

○議長（平野明紀君） 日程第8、議案第7号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求める。局長。

○局長（久保田幸喜君） ただいま上程となりました議案第7号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、建設業法施行令の一部改正により条ずれが生じたため、当該条文を引用する条例について所要の改正をするものであります。

なお、施行日は公布の日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 認定第1号 令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算の認定について

○議長（平野明紀君） 日程第9、認定第1号、令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（久保田幸喜君） ただいま上程となりました認定第1号、令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算の認定について提案の理由を申し上げます。

決算書の1ページをお開き願います。1、概況ですが、令和6年度は水道ビジョンの実現に向け、安全で安心な水を安定的に供給できるよう水道施設の維持管理や漏水の調査、修繕、施設の更新などを行い、効率的な事業運営に努めました。

経営面においては、健全経営に努めたものの、人口減少による給水収益の減少や営業費用の増加などにより、当年度純損失が発生しました。収益の減少は今後も見込まれることから、業務の効率化による経常経費の削減に努めてまいります。

今後も「安全」・「強靭」・「持続」の3つの観点から、水道ビジョンに掲げる「地域と未来をつなぐ岩手中部の水道」の基本理念のもと、水道事業運営に取り組んでまいります。

次に、業務の状況ですが、給水戸数は9万7,387戸で、前年度に比較して524戸、率にして0.5%の増、給水人口は20万4,447人で、前年度に比較して1,888人、率にして0.9%の減となりました。総配水量は、前年度に比較して0.7%の減、有収水量も0.5%の減となり、有収率は87.4%で、前年度に比較して0.2ポイントの増となりました。

続きまして、建設改良工事の状況ですが、原水及び浄水施設整備事業として岩手中部浄水場中央監視装置一部更新工事等を施工しました。配水及び給水施設整備事業として、耐用年数を経過した配水支管の更新のほか、水路の改修などに伴う配水管移設工事を施工しました。水道管路緊急改善事業として、14か所の基幹管路の更新工事と設計業務を行いました。営業設備費として、水質検査機器、業務用車両の更新、組立て式給水タンクの購入及び電気自動車の

充電設備用屋根の設置を行いました。

2ページをお開き願います。漏水対策の状況ですが、夜間流量監視のほか路面音聴調査、流量測定調査などにより、296件の漏水箇所を発見し、その修繕を行いました。

経営収支の状況ですが、収益的収支は事業収入が60億8,401万5,084円で、前年度に比較して7,593万5,837円、率にして1.2%の減となりました。また、事業費用は61億2,374万4,732円で、前年度に比較して2億1,676万5,017円、率にして3.7%の増となりました。その結果、令和6年度の損益は3,972万9,648円の純損失となり、同額を利益積立金で補填してございます。

資本的収支は、収入総額が24億2,366万3,795円で、前年度に比較して2.4%の増となりました。また、支出総額は50億6,612万8,459円となり、前年度に比較して5.0%の減となりました。その結果、収支差引不足額は26億4,246万4,664円となりましたが、これを過年度分損益勘定留保資金等で補填してございます。

3ページ、経営指標に関する事項は、事業経営の実態を示したものであります。中段の表を御覧ください。経営の健全性を示す経常収支比率は、前年に比較して4.93ポイント減の99.35%になり、健全経営の水準とされる100%を下回りました。料金の収益性を示す料金回収率は、前年に比較して4.72ポイント減の95.62%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を下回っております。今後の経営環境を見越した料金水準の検討が必要な状況にあります。償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年に比較して0.67ポイント増の49.05%となりました。法定耐用年数を超過した管路延長の割合は、前年度に比較して1.98ポイント増の15.34%となり、施設の老朽化が進んでいる状況にあります。令和6年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度に比較して0.02ポイント減の0.68%となりました。これは、前年度に引き続き口径の大きな基幹配水管を重点的に更新したことによるものであります。今後も計画的な施設更新を図ってまいります。

4ページをお開き願います。議会議決事項は、議決、認定賜りました10件を記載しております。

また、行政官庁認可事項から、5ページ、(6)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項までは説明を省略させていただきます。

6ページをお開き願います。2、工事については、1件1,000万円以上の建設改良工事を8ページまで記載しております。

9ページをお開き願います。3、業務について、12ページ、4、会計については、地方公営

企業法施行規則に定められた事項について記載しております。説明は省略させていただきます。

16ページをお開き願います。16ページ、17ページには、収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載してございます。収入の第1款水道事業収益は、決算額が65億9,426万7,001円で、予算額68億2,474万円に対して2億3,047万2,999円の減となりました。支出の第1款水道事業費は、決算額63億8,633万7,459円で、予算額68億5,186万5,000円に対して4億6,552万7,541円の不用額となりました。

18ページをお開き願います。18ページ、19ページには、資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載してございます。収入の第1款資本的収入は、決算額24億2,366万3,795円で、予算額29億2,389万7,000円に対して5億23万3,205円の減となりました。支出の第1款資本的支出は、決算額50億6,612万8,459円で、予算額56億6,324万4,000円に対して5億9,711万5,541円の不用額となりました。

21ページをお開き願います。損益計算書ですが、当年度純損失は3,972万9,648円であります。

22ページをお開き願います。22ページ、23ページの剰余金計算書ですが、資本金、剰余金の令和6年度末残高をそれぞれ記載してございます。

中段の剰余金処分計算書ですが、令和6年度における未処分利益剰余金は発生しなかったことを記載してございます。

以降の説明は省略させていただきますが、24ページ、25ページには貸借対照表、27ページにはキャッシュフロー計算書、28ページから34ページには収益的収支の明細を消費税抜きで記載してございます。35ページから37ページには、資本的収入及び支出の明細を消費税込みで記載してございます。38ページ、39ページには固定資産明細書、また40ページからは企業債明細書をそれぞれ記載してございます。

以上、令和6年度決算の概要について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野明紀君） 続きまして、令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査報告書の朗読をさせますが、朗読は第7、審査の結果までとし、第8、審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（菅原健志君） 令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査について報告いたします。

第1、審査の種類。令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算に係る決算審査。

第2、審査の対象。令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計に係る事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算附属書類。（以下「決算書類等」という。）

第3、審査の着眼点。1、事業の運営が当初の目的に対して計画どおり進んでいるか。2、決算書類等が証拠書類に基づき、計数に誤りがなく、地方公営企業法等関係諸法令（以下「法令」という。）に準拠して調製されているか。3、事業が合理的かつ効率的に運営されているか。4、会計事務が適法な手続によって処理されているか。5、予算の執行は、適正に行われているか。

第4、審査の主な実施内容。諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。なお、審査は全て岩手中部水道企業団監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して行った。

第5、審査の実施場所。花巻市交流会館、第3会議室及び第4会議室。

第6、審査の日程。令和7年6月25日、7月24日、8月26日及び9月29日。

第7、審査の結果。1、決算書類等は、法令の規定に準拠して調製されているものと認めた。2、決算書類等に記載された金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認めた。3、事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示されているものと認めた。4、予算執行についてはおおむね適正であり、運営についても公営企業の基本原則にのっとり、適正に執行されているものと認めた。

以上であります。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。10番高橋敬子議員。

○10番（高橋敬子君） 事業報告書の2ページ目のところに事業収入と事業費用について述べられてございます。これは、事業収入が減少して事業費用が増加したということでございましたけれども、これは当初予算に比べて変動した要因があるためにこのようになったと思うのですが、どの点が変わっていたか、結果としてどういうことだったのかということをお伺いしたいと思います。

また、同じく3ページに料金回収率というのが95.62%ということで低下しているということで、料金水準の見直しをしなければならないことも考えられているということでございましたけれども、これは切迫感はどの程度のものなのか。料金の改定をすぐにもしなければならないのか、それとも猶予があるものなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

2点御質問を頂戴いたしました。まず、今回の決算につきまして、予算と比較してどうかといった御質問の1点目でございます。収益的収支のほうで御説明いたしますと、令和6年度予算時点での純損失は1億4,000万円ほど見込んでございました。それに対しまして、当年度の純損失は、比較いたしますとおよそ1億円当年度純損失の額が減少したという状況にはなってございます。見立てといたしますと、費用のほうは予算よりも減というふうになりましたけれども、予算以上に収入のほうで加入金ですとか、そういう分の減少がございましたので、マイナスにはなってございますけれども、予算のときよりはよくなつたという格好にはなってございます。それが1点目でございます。

もう一つ目は、料金改定の見直し、切迫感というところになってございます。まず、水道料金の改定というところは、現在策定を進めております水道ビジョンの中で併せて検討を進めています。今後も純損失、赤字が続くという見込みがございますので、いずれかのタイミングで料金改定が必要になるというふうには考えてございます。その中で、水道料金の改定のタイミングがいつかということになると、決算書の22ページ、23ページになります。こちらに利益剰余金の計算書というのがございまして、23ページのところに利益剰余金の合計額というのが56億5,900万円ほどという数字が見てとれると思います。こちらが統合して、平成26年度からずっと黒字で来ておりますので、その分ためてきた分というのがございますので、こちらをまず使いながら今回取り崩しておりますので、こちらを充てながらというところがございますので、議員さんのおっしゃる切迫感、すぐすぐ来年度でもすぐに料金の改定が必要かといいますと、そういう状況にはないというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 私は、決算書の3ページ、経営指標に関する事項、これに記載されている内容について、管路更新率と法定耐用年数超過管路率について、それから管路の耐震化率について、それから先ほども議員の質問もありましたけれども、料金水準の検討が必要であるという記載がされております。それに関わっての質問を3点したいと思います。

まず、管路更新率及び法定耐用年数超過管路率についてでございますけれども、令和6年のKPI目標値0.65%に対して実質0.68%ということで、管更新率、目標は達成されたというふうに理解をいたします。ただし、私令和3年改正の水道ビジョン、これを見たところ、更新率の推移は令和6年度1.1%でございました。この水道ビジョンと多少開きが発生したというふ

うにうかがわれるわけですけれども、この要因を伺いたいと思います。

2点目の管路の耐震化率ございます。耐震化率については、ちょっと私、令和6年度のKPI目標値25.9%に対しての実績が見当たらないというか、分からなかつたものですけれども、令和6年度の実績について、まずお伺いをいたしたいと思います。

それから、料金水準の検討が必要であるという大変重要な表現の報告がされております。やはり一般質問にもあったように、物価高騰など、非常に生活者は大変な状況になっておりまして、これ以上水道料金ももしも引上げとなると、非常に生活に大きく影響していくというふうに捉えております。そこでお聞きしたいのは、地方公営企業法第17条の2には、経費の負担の原則というものが記載されておりまして、これには一般会計等による公費負担が定められ、運用方針が繰出金の基準として総務省通知により示されております。しかし、この一般会計という表現があるわけですけれども、岩手中部水道企業団も地方公営企業法に基づいて実施されているとは思いますけれども、一般会計というものがございませんので、この地方公営企業法第17条の2、これを適用するならば、一般会計からの繰入れ、基準内繰り出し、これはどういう形で行われるのかということについて、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（平野明紀君） 管路課長。

○管路課長（白藤司君） 照井明子議員の質問にお答えいたします。

まず、管路更新率、1.1%が0.68%に下がった要因ですけれども、主な要因としましては大口径の管路を優先的に更新することとしたことにより、ちょっと工事延長が下がってしまったということが要因であります。

あと、次の質問で、令和6年度の耐震化率の実績ですが、令和6年度の管路の耐震化率は26.4%となっております。

以上です。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

料金水準に関連いたしまして、国の定める繰出基準というもの、一般会計がどういう扱いかということでの御質問と捉えました。私どもは、一般会計というところを構成市、町というふうにいたしまして、構成市町、それぞれ3つから今まで基準内の繰り出しを頂戴しておるといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） それでは、最初の管路更新率と法定耐用年数超過管路率についてでございますけれども、この表を見ますと法定耐用年数超過管路率、これは増えていると、高くなっているけれども、管路更新率が少し下がっておるという状況なわけです。そうなりますと、一般市民から見ますと、例えば漏水事故など、そうした市民生活への影響は大丈夫だろうかという、そういう不安も発生するわけですけれども、そのことについてはどのようにお考えなのかについて再質問したいと思います。

それから、耐震化率についてでございますけれども、先ほども企業長のほうから令和7年度の国内内示という数字の報告がございましたけれども、国内内示が企業さんで予定しているものより少ない事業となっておりますというような報告も見受けられたというふうにございました。令和6年度の交付金の国内内示は、予定されていた事業に対してどうであったのかということについてお尋ねしたいと思います。

それから、地方公営企業法についてでございますけれども、了解いたしました。それで、私が言いたいことは、この水道料金の検討をする場合、独立採算制だから、一般会計からの繰入は原則的に認められないというような、こうした認識があるようでございます。しかしながら、そうではないということです。水道事業は、制度上一般会計等による公費負担が可能であり、総務省通知に基づく公営企業拠出金として計上できるというふうに説明されておりますので、こうした総務省の立場で企業団は運営されているということでよろしいかについての確認をしたいと思います。

○議長（平野明紀君） 管路課長。

○管路課長（白藤 司君） 照井明子議員の質問にお答えします。

耐用年数超過管路率が高くなっている漏れ事故が増えるのではないかという不安要素もあるということでしたけれども、管路更新をする際に、そのときに今は大口径の管路を優先的にやっているわけですけれども、漏れ多発路線がある場合は、そちらのほうの更新を優先して計画を立てております。

あと、国の補助内示の割合ということでございましたけれども、令和7年度に関して言えば、申請の約3割程度でした。令和6年度に関しては、申請した分、全部ついております。

以上です。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

繰出基準の考え方ということでござりますけれども、まず繰出基準の考え方といたしまして、

水道料金で賄うべきではない部分というのを一般会計から負担するというのが基準になっておりまして、私も、すみません、繰出基準、手元にございませんが、例えば消火栓の設置に関する負担金、消火栓につきましては水道料金で賄うものではないという考え方から、その分は一般会計から頂戴するですか、あとは国庫補助事業の対象になった分につきまして、全額を水道料金ということではなく、補助金プラス一般会計からの出資金を頂戴して事業を運営するというような繰出基準につきましても様々分類されておりまして、それに基づいた繰り出しですと基準内繰り出しというふうになります。

議員さんのおっしゃる水道料金の値下げというか圧縮、上げないようにするための繰り出しがその繰出基準の中にあるかどうかというのは、私もちよつと記憶にないものですから、今までですとあんまりそれはなかったかなという記憶がございますけれども、確かなものではございませんので、今後調査してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） では、最後にします。今入札不調というような事態も発生しているということは、登録業者の皆さんも人材確保などにも困難を来しているというようなお話を聞いております。実際に令和6年度入札不調や登録業者からの人材不足の申入れ、課題について、そういった実態はあったのかについて、最後にお尋ねをいたします。

○議長（平野明紀君） 総務課長。

○総務課長（小原 努君） 令和6年度の入札不調の関係でしたけれども、すみません、ちょっと詳しい資料を今持っておりますけれども、入札不調があるかないかということに関しては、どのような形であれ入札不調はございます。その内訳は、令和6年度の中ではちょっと今手元に資料がないので、分かりませんので、こちらは後から答えるということでおろしいでしょうか。すみません。

○議長（平野明紀君） 11番高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） 2点質問いたします。

決算審査意見書の13ページ、7番、むすびというところに、経営の状況は収益的収支において総収益は60億幾らとなって、前年度より7,593万円減少している。この主な要因はというふうに書いてありますが、もう少し詳しく説明をお願いしたいということと、あともう一つは、13ページの真ん中に水道料金の収納状況があります。収納率、令和5年度も97.9%、令和6年度も97.9%となっております。先ほどの私の一般質問で、滞納の件数が令和5年度よりもすご

く多く報告されていました。そして、最初にいただいた水道ビジョン、平成28年3月にいただいた水道ビジョンの66ページと67ページにある料金の収納率、KPIでは令和5年度も98%、令和6年度も98%、これはほぼ目的を達成していると思うのですが、そういう滞納率とか収入が減少している状況は、当局としてどう評価しているのかお願いいたします。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

審査意見書の中で、収入が減った要因ということで私のほうからお答えさせていただきます。まず、収入につきましては7,500万円の減というふうに全体なっておりますが、有収水量というものが減っておりますので、その分によりまして給水収益が減ったというのが約1,100万円ほどとなっております。また、給水装置の新設であったり、管の口径を増やす条件の場合に頂戴している加入金というものがございますけれども、加入金のほうが前年度に比較しまして5,100万円ほどというふうに下がっております。こちらの2つの要因で大きく7,500万円ほど減ったというものです。

次に、収納率と、あと収入が減っている状況というところでございますが、議員のおっしゃるよう収納率は毎年98%前後というところで変わってございません。そうしますと、収入が減っている要因としましては、そもそも有収水量が減っておりますので、調定をしている水道料金そのものが減っているということですので、水道料金の収納率は変わってございませんが、全体としますと給水収益が減っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 11番高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） そうすると、水道ビジョンのときと見込みどおりということでおろしかったですか。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

細かい数字で差異はございますけれども、やはり今後人口減少が進んできているという中で、有収水量、給水収益が減っていくというのは、ある意味見込みどおりというような状況でございます。

以上です。

○議長（平野明紀君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号、令和6年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（平野明紀君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって第31回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 3時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 平野明紀

岩手中部水道企業団議会議員 佐藤現

岩手中部水道企業団議会議員 齊藤金浩